

報告及びその他事項について

(2) 守谷市指定管理者総合評価について

平成 29 年度から、「守谷市指定管理者モニタリングマニュアル」に沿って指定管理者の評価を実施することになりました。マニュアル 5 頁の表のとおり、市によるモニタリング、セルフモニタリング、第三者によるモニタリングを経て、市による総合評価を実施します。

図書館については、今年度からプレ評価を開始しました。指定管理者から提出された自己評価について、生涯学習課による評価を行いました。

また、市の総合評価内容を補足するため、図書館業務に関する評価を予定しています。現在、原案を作成中ですので、原案がまとまり次第、図書館協議会にお諮りします。

(3) 第三次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について

第三次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会、守谷市図書館協議会、守谷市教育委員会に原案をお諮りし、頂戴したご意見を反映させ、原案の修正を行いました。その後、平成 29 年 4 月 10 日から 5 月 9 日までの 30 日間パブリックコメントを実施し、市民の皆さんから 20 件の意見を頂戴しました。それらのご意見について反映できるものは反映させた最終案を、5 月 16 日定例庁議に提出し、承認されました。さらに、5 月 25 日の定例教育委員会において承認され、第三次守谷市子ども読書活動推進計画を策定しました。(内容については、先日お送りしたとおりです) 図書館協議会において毎年 1 回、前年度の実績報告を行います。

第三次計画の周知についてですが、まず市内各小中学校に計画を配布しました。さらに、7 月に開催される「放課後子どもプラン会議」「子育て支援センター会議」等で説明のうえ配布するとともに、第二次計画における平成 28 年度実績報告書の提出を依頼します。

(4) 地区文庫について (報告)

昨年度第 3 回の会議において、図書館協議会委員の皆様から頂戴したご意見をもとに、今後の方針を決定しました。資料費の補助は平成 29 年度までとし、今後の文庫活動について今年度中に方向性を決めていただくように、大野、高野それぞれの地区文庫にお伝えしました。